

議案第 79 号

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令が改正され、幼児教育・保育の無償化を 10 月より開始することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年大口町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第3条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第1号中「別表第1に定める額」を「0」に改め、同項第2号中「及び第3号」を「（年度途中で満3歳に達する者を除く。）」に、「別表第2に定める額」を「0」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 法第19条第1項第3号（年度途中で満3歳に達する者を含む。）に該当するもの 別表第1に定める額

第3条第2項中「又は別表第2」を削る。

第5条第1項中「支給認定子どもの支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第6条中「支給認定子どもの支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等」に、「別表第3」を「別表第2」に改める。

第7条中「支給認定子どもの支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等」に、「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額

（単位：円）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額／人）	
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育必要量の認定区分	
		保育標準時間（上段）	
		保育短時間（下段）	
		0歳児	1・2歳児
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（以下「生活保護世帯等」という。）	0	0
		0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度の市町村民税非課税世帯	0	0
		0	0
第3階層	4月分から8月分までの利用者負担額の算定に	市町村民税所得割 16,700	16,000
		課税額48,600円未満	10,700
第4階層	あつては前年度分の、当該年度の	市町村民税所得割 25,800	24,000
		課税額48,600	19,800

	の9月分から3 月分までの利用	0円以上97,0 00円未満		
第5 階層	者負担額の算定 にあつては当該 年度分の市町村 民税の額の区分	市町村民税所得割	35,300	32,700
		課税額97,00 0円以上169, 000円未満	29,300	26,700
第6 階層	が右欄の区分に 該当する世帯	市町村民税所得割	46,000	42,600
		課税額169,0 00円以上30 1,000円未満	40,000	36,600
第7 階層		市町村民税所得割	56,400	52,000
		課税額301,0 00円以上	50,400	46,000

備考

- この表の第3階層以上における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項並びに附則第7条の3第2項の規定は適用しないものとする。
- 教育・保育給付認定保護者等又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有していた者（有する者を含む。以下同じ。）であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1

条第 2 号に規定する女子又は同令第 2 条第 2 号に規定する男子に該当する教育・保育給付認定保護者等又は教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割課税額の計算は、当該教育・保育給付認定保護者等又は教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の申請に基づき、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。

4 この表及び別表第 3 において「ひとり親世帯等」とは、次に掲げる世帯をいう。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 愛知県療育手帳制度実施要綱（昭和 49 年 4 月 8 日 49 障援第 189 号愛知県民生部長通知）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

5 市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯であって、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 14 条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が 2 人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に 2 人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の 2 分の 1 の額とし、3 人目以降につい

ては無料とする。

6 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）を利用している場合（特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。

7 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している教育・保育給付認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの利用者負担額を、次に掲げる額とする。

(1) 第4階層 0

(2) 第5階層及び第6階層 延長保育料×0.4

(3) 第7階層 延長保育料×0.8

8 教育・保育給付認定子どもが年度途中において満年齢に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は当該年度当初の年児区分の額を適用する。

## 2 ひとり親世帯等の利用者負担額

(単位：円)

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額／人）
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する保育必要量の認定区分
		保育標準時間（上段）

		保育短時間（下段）		
		0歳児	1・2歳児	
第1階層	生活保護世帯等		0	0
			0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度の	市町村民税非課税世帯	0	0
			0	0
第3階層	4月分から8月分までの利用者負担額の算定に	市町村民税所得割課税額48,600円未満	0	0
			0	0
第4階層	あつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分	市町村民税所得割課税額48,600円以上77,100円未満	0	0
		市町村民税所得割課税額77,100円以上97,000円未満	22,800	21,000
		市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	19,800	18,000
		市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	32,300	29,700
第5階層	が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	29,300	26,700
第6階層		市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	43,000	39,600
			40,000	36,600
第7階層		市町村民税所得割課税額301,000円未満	53,400	49,000
			50,400	46,000

		00円以上		
--	--	-------	--	--

備考

- 1 この表の第3階層以上における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項並びに附則第7条の3第2項の規定は適用しないものとする。
- 2 教育・保育給付認定保護者等又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。
- 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する教育・保育給付認定保護者等又は教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割課税額の計算は、当該教育・保育給付認定保護者等又は教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。
- 4 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であって、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）を利用している場合（特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。



- 5 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している教育・保育給付認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの利用者負担額を、次に掲げる額とする。
- (1) 第4階層 0
  - (2) 第5階層及び第6階層 延長保育料×0.4
  - (3) 第7階層 延長保育料×0.8
- 6 教育・保育給付認定子どもが年度途中において満年齢に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は当該年度当初の年児区分の額を適用する。

別表第2を削る。

別表第3備考中「生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」を「生活保護世帯等」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4 1 ひとり親世帯等を除く世帯の延長保育料の表備考1中「別表第2に規定する階層区分第1階層及び第2階層の世帯」を「生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯」に改め、同表備考4中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「次の表のとおりとする」を「次に掲げる額とする」に改め、同表備考4の表を次のように改める。

- (1) 3歳児以上 延長保育料×0.8
- (2) 0～2歳児 次に掲げる階層区分に応じた額とする。
  - ア 第4階層 0
  - イ 第5階層及び第6階層 延長保育料×0.4
  - ウ 第7階層 延長保育料×0.8

別表第4 2 ひとり親世帯等の延長保育料の表備考3中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「次の表のとおりとする」を「次に掲げる額とする」に改め、同表備考4の表を次のように改める。

- (1) 3歳児以上 延長保育料×0.8
- (2) 0～2歳児 次に掲げる階層区分に応じた額とする。
  - ア 第4階層 0
  - イ 第5階層及び第6階層 延長保育料×0.4
  - ウ 第7階層 延長保育料×0.8

別表第4を別表第3に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例一部改正新旧  
対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。</p> <p>(2) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 <u>教育・保育給付認定保護者</u>の利用者負担額は、次の各号に掲げる<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る小学校就学前の子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。この場合において、利用者負担額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項第1号に該当するもの <u>0</u></p> <p>(2) 法第19条第1項第2号 <u>(年度途中で満3歳に達する者を除く。)</u> に該当するもの <u>0</u></p> <p>(3) <u>法第19条第1項第3号 (年度途中で満3歳に達する者を含む。)</u> に該当するもの <u>別表第1に定める額</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号の規定により別表第1の規定を適用する場合におけるこれらの表の利用者負担額の欄に定める金額が国の定める給付単価の額を超えることとなる場合の当該利用者負担額については、当該給付単価の額を限度とする。</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。</p> <p>(2) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 <u>支給認定保護者</u>の利用者負担額は、次の各号に掲げる<u>支給認定子ども</u>に係る小学校就学前の子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。この場合において、利用者負担額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項第1号に該当するもの <u>別表第1に定める額</u></p> <p>(2) 法第19条第1項第2号<u>及び第3号</u>に該当するもの <u>別表第2に定める額</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号の規定により別表第1 <u>又は別表第2</u>の規定を適用する場合におけるこれらの表の利用者負担額の欄に定める金額が国の定める給付単価の額を超えることとなる場合の当該利用者負担額については、当該給付単価の額を限度とする。</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p>

新	旧
<p>第5条 町長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた<u>教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者</u>又は扶養義務者（以下「<u>教育・保育給付認定保護者等</u>」という。）から第3条第1項第2号及び同条第2項に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 町長は、町立保育所（大口町立保育所設置条例（昭和50年大口町条例第18号）第2条に規定する保育所をいう。）において<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対して保育を行ったときは、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の<u>教育・保育給付認定保護者等</u>から、使用料として第3条第1項第2号及び同条第2項に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>（休日保育料の徴収）</p>	<p>第5条 町長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた<u>支給認定子どもの支給認定保護者</u>又は扶養義務者（以下「<u>支給認定保護者等</u>」という。）から第3条第1項第2号及び同条第2項に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 町長は、町立保育所（大口町立保育所設置条例（昭和50年大口町条例第18号）第2条に規定する保育所をいう。）において<u>支給認定子ども</u>に対して保育を行ったときは、当該<u>支給認定子ども</u>の<u>支給認定保護者等</u>から、使用料として第3条第1項第2号及び同条第2項に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>（休日保育料の徴収）</p>
<p>第6条 町長は、特定保育所及び町立保育所において休日保育を受けた<u>教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等</u>から<u>別表第2</u>に定める休日保育料を徴収する。</p> <p>（延長保育料の徴収）</p>	<p>第6条 町長は、特定保育所及び町立保育所において休日保育を受けた<u>支給認定子どもの支給認定保護者等</u>から<u>別表第3</u>に定める休日保育料を徴収する。</p> <p>（延長保育料の徴収）</p>
<p>第7条 町長は、特定保育所及び町立保育所において延長保育を受けた<u>教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等</u>から<u>別表第3</u>に定める延長保育料（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を徴収する。</p>	<p>第7条 町長は、特定保育所及び町立保育所において延長保育を受けた<u>支給認定子どもの支給認定保護者等</u>から<u>別表第4</u>に定める延長保育料（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を徴収する。</p>
<p><u>別表第1（第3条関係）</u></p>	<p><u>別表第1（第3条関係）</u></p>
<p><u>【別記】</u></p>	<p><u>【別記】</u></p>
<p><u>別表第2（第6条関係）</u></p>	<p><u>別表第2（第3条関係）</u></p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p><u>別表第2（第6条関係）</u></p>	<p><u>別表第3（第6条関係）</u></p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>備考</p>	<p>備考</p>
<p><u>生活保護世帯等</u>については、休日保育料及び休日延長保育料を免除する。</p>	<p><u>生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の</u></p>

新	旧															
<p>別表第3（第7条関係）</p> <p>1 ひとり親世帯等を除く世帯の延長保育料略</p> <p>備考</p> <p>1 <u>生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯</u>については、延長保育料を無料とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している<u>教育・保育給付認定保護者</u>にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの延長保育料を、<u>次に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>3歳児以上</u> <u>延長保育料×0.8</u></p> <p>(2) <u>0～2歳児</u> <u>次に掲げる階層区分に応じた額とする。</u></p> <p>ア <u>第4階層</u> <u>0</u></p> <p>イ <u>第5階層及び第6階層</u> <u>延長保育料×0.4</u></p> <p>ウ <u>第7階層</u> <u>延長保育料×0.8</u></p> <p>2 ひとり親世帯等の延長保育料略</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 市町村民税所得割課税額が77,100</p>	<p>促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び<u>特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</u>については、休日保育料及び休日延長保育料を免除する。</p> <p>別表第4（第7条関係）</p> <p>1 ひとり親世帯等を除く世帯の延長保育料略</p> <p>備考</p> <p>1 <u>別表第2に規定する階層区分第1階層及び第2階層の世帯</u>については、延長保育料を無料とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している<u>支給認定保護者</u>にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの延長保育料を<u>次の表のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 児</th> <th style="text-align: center;">階 層 区 分</th> <th style="text-align: center;">延 長 保 育 料 (月 額 / 人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3歳児以上</td> <td style="text-align: center;">第4階層から第7階層まで</td> <td style="text-align: center;">延長保育料×0.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0～2歳児</td> <td style="text-align: center;">第4階層</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5階層及び第6階層</td> <td style="text-align: center;">延長保育料×0.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7階層</td> <td style="text-align: center;">延長保育料×0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ひとり親世帯等の延長保育料略</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 市町村民税所得割課税額が77,100</p>	年 児	階 層 区 分	延 長 保 育 料 (月 額 / 人)	3歳児以上	第4階層から第7階層まで	延長保育料×0.8	0～2歳児	第4階層	0		第5階層及び第6階層	延長保育料×0.4		第7階層	延長保育料×0.8
年 児	階 層 区 分	延 長 保 育 料 (月 額 / 人)														
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	延長保育料×0.8														
0～2歳児	第4階層	0														
	第5階層及び第6階層	延長保育料×0.4														
	第7階層	延長保育料×0.8														

新	旧		
<p>1円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している<u>教育・保育給付認定保護者</u>にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの延長保育料を、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>3歳児以上</u> 延長保育料×0.8</p> <p>(2) <u>0～2歳児</u> 次に掲げる階層区分に応じた額とする。</p> <p>ア <u>第4階層</u> 0</p> <p>イ <u>第5階層及び第6階層</u> 延長保育料×0.4</p> <p>ウ <u>第7階層</u> 延長保育料×0.8</p>	<p>1円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している<u>支給認定保護者</u>にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの延長保育料を次の表のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p>		
	年児	階層区分	延長保育料 (月額/人)
	3歳児以上	第4階層から第7	延長保育料×0.
		階層まで	8
	0～2歳児	第4階層	0
		第5階層及び第6階層	延長保育料×0.4
	第7階層	延長保育料×0.8	

(新)

## 別表第1 (第3条関係)

## 1. ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額

(単位：円)

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額/人)	
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則 (平成26年内閣府令第44号) 第4条に規定する保育必要量の認定区分	
		保育標準時間 (上段)	
		保育短時間 (下段)	
		0歳児	1・2歳児
第1階層	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯 (以下「生活保護世帯等」という。)	0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度の	0	0
第3階層	4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の	16,700	16,000
第4階層	9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分	48,600円未満	48,600円以上97,000円未満
第5階層	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	48,600円以上97,000円未満
第6階層	市町村民税所得割課税額	97,000円以上169,000円未満	97,000円以上169,000円未満
第7階層	市町村民税所得割課税額	169,000円以上301,000円未満	169,000円以上301,000円未満
第8階層	市町村民税所得割課税額	301,000円以上	301,000円以上

## 備考

1. この表の第3階層以上における地方税法 (昭和25年法律第226号) 第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4

- の2第第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項並びに附則第7条の3第2項の規定は適用しないものとする。
- 2 教育・保育給付認定保護者等又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有していた者（有する者を含む。以下同じ。）であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。
- 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する教育・保育給付認定保護者等又は教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割課税額の計算は、当該教育・保育給付認定保護者等又は教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。
- 4 この表及び別表第3において「ひとり親世帯等」とは、次に掲げる世帯をいう。
- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 愛知県療育手帳制度実施要綱（昭和49年4月8日49障援第189号愛知県民生部長通知）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 5 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯であって、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。
- 6 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）を利用している場合（特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。
- 7 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、18歳に達する日



以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している教育・保育給付認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの利用者負担額を、次に掲げる額とする。

(1) 第4階層 0

(2) 第5階層及び第6階層 延長保育料×0.4

(3) 第7階層 延長保育料×0.8

8 教育・保育給付認定子どもが年度途中において満年齢に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は当該年度当初の年児区分の額を適用する。

## 2 ひとり親世帯等の利用者負担額

(単位：円)

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額／人）	
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する保育必要量の認定区分	
		保育標準時間（上段）	
		保育短時間（下段）	
		0歳児	1・2歳児
第1階層	生活保護世帯等	0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分	0	0
第3階層	から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	0
第4階層	市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額 48,600円以上77,101円未満	0
第5階層	市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満	22,800
		市町村民税所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	21,000
第6階層	市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	19,800
		市町村民税所得割課税額 301,000円以上	18,000
第7階層	市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	32,300
		市町村民税所得割課税額 301,000円以上	29,700
第8階層	市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	43,000
		市町村民税所得割課税額 301,000円以上	39,600
第9階層	市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	43,000
		市町村民税所得割課税額 301,000円以上	40,000
第10階層	市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	53,400
		市町村民税所得割課税額 301,000円以上	49,000
第11階層	市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	53,400
		市町村民税所得割課税額 301,000円以上	50,400

備考

- 1 この表の第3階層以上における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項並びに附則第7条の3第2項の規定は適用しないものとする。
- 2 教育・保育給付認定保護者等又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。
- 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する教育・保育給付認定保護者等又は教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割課税額の計算は、当該教育・保育給付認定保護者等又は教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。
- 4 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であって、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）を利用している場合（特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。
- 5 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している教育・保育給付認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの利用者負担額を、次に掲げる額とする。
  - (1) 第4階層 0
  - (2) 第5階層及び第6階層 延長保育料×0.4
  - (3) 第7階層 延長保育料×0.8
- 6 教育・保育給付認定子どもが年度途中において満年齢に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は当該年度当初の年児区分の額を適用する。

(旧)

別表第1 (第3条関係)

(単位：円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額/人)
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 0
第3階層		市町村民税所得割非課税世帯(ひとり親世帯等に限る。) 0
		市町村民税所得割非課税世帯(ひとり親世帯等を除く。) 0
第4階層		市町村民税所得割課税額77,100円以下(ひとり親世帯等に限る。) 0
		市町村民税所得割課税額77,100円以下(ひとり親世帯等を除く。) 6,500
第5階層		市町村民税所得割課税額77,101円以上211,200円以下 14,300
第6階層		市町村民税所得割課税額211,201円以上 17,900

備考

1. この表の第3階層以上における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項並びに附則第7条の3第2項の規定は適用しないものとする。
2. 支給認定保護者等又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有していた者(有する者を含む。以下同じ。)であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。

- 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する支給認定保護者等又は支給認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割課税額の計算は、当該支給認定保護者等又は支給認定保護者と同一の世帯に属する者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。
- 4 この表、別表第2及び別表第4において「ひとり親世帯等」とは、次に掲げる世帯をいう。
- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 愛知県療育手帳制度実施要綱（昭和49年4月8日49障援第189号愛知県民生部長通知）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 5 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第4階層のひとり親世帯等を除く世帯であって、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。
- 6 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第5階層以上の世帯であって、同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが2人以上いる場合（特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含み、未就園及び未就学児は含まない。）におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。
- 7 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。

(旧)

## 別表第2 (第3条関係)

## 1. ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額

(単位:円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額/人)				
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条に規定する保育必要量の認定区分				
		保育標準時間(上段)				
		保育短時間(下段)				
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
		0	0	0	0	
第2階層	第1階層を除き、当該年度の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
		0	0	0	0	
第3階層	4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額48,600円	16,700	16,000	15,000	14,100
		未満	10,700	10,000	9,000	8,100
		0	0			
第4階層	市町村民税所得割課税額48,600円以上97,000円未満	市町村民税所得割課税額48,600円	25,800	24,000	20,800	20,100
		以上97,000円	19,800	18,000	14,800	14,100
		0	0	0	0	
第5階層	市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	市町村民税所得割課税額97,000円	35,300	32,700	24,500	21,800
		以上169,000円	29,300	26,700	18,500	15,800
		0	0	0	0	
第6階層	市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	市町村民税所得割課税額169,000円	46,000	42,600	27,300	24,900
		以上301,000円	40,000	36,600	21,300	18,900
		0	0	0	0	
第7階層	市町村民税所得割課税額301,000円以上	市町村民税所得割課税額301,000円	56,400	52,000	31,600	29,000
		0	0	0	0	
		円以上	50,400	46,000	25,600	23,000

			0	0	0	0
--	--	--	---	---	---	---

備考

- 1 この表の第3階層以上における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項並びに附則第7条の3第2項の規定は適用しないものとする。
- 2 支給認定保護者等又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。
- 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する支給認定保護者等又は支給認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割課税額の計算は、当該支給認定保護者等又は支給認定保護者と同一の世帯に属する者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。
- 4 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯であって、特定被監護者等が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。
- 5 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）を利用している場合（特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。
- 6 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している支給認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの利用者負担額を次の表のとおりとする。

(単位：円)

年児	階層区分	利用者負担額 (月額/人)
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	利用者負担額×0.8
0～2歳児	第4階層	0
	第5階層及び第6階層	利用者負担額×0.4
	第7階層	利用者負担額×0.8

7 支給認定子どもが年度途中において満年齢に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は当該年度当初の年児区分の額を適用する。

8 この表の3歳児及び4歳児以上の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事（主食に限る。）の提供に係る負担金を含まない。

2 ひとり親世帯等の利用者負担額

(単位：円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額／人）				
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する保育必要量の認定区分				
		保育標準時間（上段）				
		保育短時間（下段）				
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
		0	0	0	0	
第2階層	第1階層を除き、当該年度の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
		0	0	0	0	
第3階層	4月分から8月分までの利用者負担額の算定に市町村民税所得割課税額48,600円未満	0	0	0	0	
		0	0	0	0	
第4階層	あつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額48,600円	0	0	0	0
		以上77,101円	0	0	0	0
		市町村民税所得割課税額77,101円	22,800	21,000	17,800	17,100
		以上97,000円	0	0	0	0
		市町村民税所得割課税額97,000円	19,800	18,000	14,800	14,100
		以上169,000円未満	0	0	0	0
第5階層	市町村民税所得割課税額97,000円	32,300	29,700	21,500	18,800	
		0	0	0	0	
		以上169,000円未満	29,300	26,700	18,500	15,800
第6階層	市町村民税所得割課税額169,000円	43,000	39,600	24,300	21,900	
		0	0	0	0	

	円以上 301,000	40,000	36,600	21,300	18,900
	0円未満	0	0	0	0
第7階層	市町村民税所得割課税額 301,000	53,400	49,000	28,600	26,000
	円以上	50,400	46,000	25,600	23,000
		0	0	0	0

備考

- この表の第3階層以上における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項並びに附則第7条の3第2項の規定は適用しないものとする。
- 支給認定保護者等又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する支給認定保護者等又は支給認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割課税額の計算は、当該支給認定保護者等又は支給認定保護者と同一の世帯に属する者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。
- 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であって、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）を利用している場合（特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。
- 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している支給認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの利用者負担額を次の表のとおりとする。

(単位：円)

年児	階層区分	利用者負担額 (月額/人)
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	利用者負担額×0.8
0～2歳児	第4階層	0
	第5階層及び第6階層	利用者負担額×0.4



第7階層

利用者負担額×0.8

- 6 支給認定子どもが年度途中において満年齢に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は当該年度当初の年児区分の額を適用する。
- 7 この表の3歳児及び4歳児以上の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事（主食に限る。）の提供に係る負担金を含まない。

## 改正要旨

### 1 改正の概要

1号認定及び2号認定（年度途中で満3歳に達する者を除く。）の利用者負担額を無償とします。

※1号認定とは満3歳以上の小学校就学前子どもで、幼稚園、認定こども園（幼稚園枠）を利用している子どもをいい、2号認定とは満3歳以上の小学校就学前子どもで、保育所、認定こども園（保育所枠）を利用している子どもをいいます。

### 2 施行期日

令和元年10月1日から施行します。